

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、10都府県の12人について、強制執行による放送受信料の回収の申立書を、その所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる支払督促や判決が確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただけない状況です。6月から先月にかけて、強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 10都府県 12人

(東京都1・神奈川県2・千葉県1・埼玉県1・大阪府1・京都府1・福井県1・福岡県2・長崎県1・香川県1 数字は人数)

※福井県における強制執行の申し立ては初

※予告日は東京都の1人が平成24年6月12日、それ以外の11人は7月20日

さらに本日、12都府県の18人に対して、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

【予告の概要】

対象者 12都府県 18人

(東京都1・神奈川県2・茨城県1・埼玉県1・大阪府4・京都府2・兵庫県2・三重県1・広島県1・宮城県1・青森県1・高知県1、数字は人数)

※茨城県、宮城県、青森県における強制執行の実施予告は初。

※支払期限 平成24年8月31日